

## 終活における支援のあり方検討会開催要綱

### (目的)

第1条 誰もが不安を感じることなく終活の取組みを行うことができ、安心して暮らせるよう、終活における現状や課題、市民が望む支援内容等を把握するとともに、これからの終活支援のあり方について検討を行う「終活における支援のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

### (検討事項)

第2条 検討会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 市民が望むこれからの終活支援のあり方に関する事
- (2) 終活支援における官民の役割分担及び連携に関する事
- (3) 高齢者が安心して相談できる終活支援のしくみの構築に関する事
- (4) 前各号に定めるもののほか、その他必要となる事項に関する事

### (構成員)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、保健福祉局長が選任する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士・司法書士
- (3) 福祉・医療関係者
- (4) 金融機関
- (5) 終活事業関係者
- (6) その他保健福祉局長が適当と認めた者

### (任期)

第4条 構成員の任期は就任日より令和7年3月31日までとする。

2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は座長が招集し、座長が議長となる。

2 検討会は、必要に応じて、事案に係りのある職員、特定の分野に関する学識経験のある者等の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

3 検討会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、当該会議の決定により非公開とする。

- (1) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合
- (2) その他非公開とすることに相当する場合がある場合

（会議録等の公開）

第7条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

（守秘義務）

第8条 検討会の構成員及び第6条2号の規定により会議に出席した者は、正当な理由なく、検討会の内容に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 検討会の庶務は、北九州市保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課が行う。

（その他）

第10条 この要綱で定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。